

変動金利定期預金〈単利型〉

令和元年5月1日現在

1. 商品名	● 変動金利定期預金〈単利型〉
2. 販売対象	● 個人、法人、地公体、権利能力なき社団・財団、任意団体など
3. 期間	● 3年 ● 預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	● 一括預入 ● 1円以上(総合口座の場合は10,000円以上) ● 1円単位
5. 払戻方法	● 満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	● 預入後6か月間は預入時の店頭表示の利率を適用し、預入日から6か月毎の応当日に利率を変更します。変更後の利率は、この預金の預入日に基準とした預金の、利率変更日の利率に、預入日に加算した利率を加えたものとします。 ● 中間利払日(預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率 [利率を変更したときは変更後の利率] × 70%、小数点第4位以下切捨て)により計算します。 ● 付利単位を1円とした、1年を365日とする日割計算とします。 ● 個人のお客様・・・20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。ただし、マル優ご利用の場合は非課税です。 ● 法人のお客様・・・15.315%(国税15.315%)の総合課税が適用されます。ただし、非課税法人の場合は非課税です。 ※復興特別所得税が追加課税されることにより、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間、国税は15.315%の税率となります。 ● 金利につきましては、窓口までお問い合わせ下さい。
7. 手数料	———
8. 付加できる特約事項	● 個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.500%を上乗せした利率) ※ 約定利率が変動した場合、貸越利率も変動します。
9. 中途解約時の取扱い	● 満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数および以下の預入期間に応じた中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および以下の預入期間に応じた中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息の合計額とともに払い戻します。 ① 6か月未満…………… 解約日の普通預金利率 ② 6か月以上1年未満…………… 約定利率 × 40% ③ 1年以上1年6か月未満…………… 約定利率 × 50% ④ 1年6か月以上2年未満…………… 約定利率 × 60% ⑤ 2年以上2年6か月未満…………… 約定利率 × 70% ⑥ 2年6か月以上3年未満…………… 約定利率 × 90%

10. その他 参考となる事項	● 満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
11. 当行が契約している指定紛争解決機関	● 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
12. 預金保険制度	● 本商品は預金保険の対象であり、他の対象商品と合算して預金者1人あたり元本1,000万円までとその利息が保護されます。